

国際ロータリー第 2780 地区

横須賀北ロータリークラブ週報

2019～2020 年度



例会日 毎週火曜日 12:30～13:30
 例会場 かながわ信用金庫追浜支店 3階 横須賀市追浜本町 1-28
 TEL 046 (866) 1515
 事務所 鈴木ハイツ 2F 横須賀市追浜町 3-22-202
 TEL・FAX 046 (866) 1801
 URL: <http://www.yokosukakita-rc.jp/>
 E-mail: info@yokosukakita-rc.jp



会 長 千葉 茂 副 会 長 前川 永久
 幹 事 平林 祐樹 会 報 委 員 長 小菅 健史

第 2771回 2019年 9月 17日『火曜日』横須賀北RC

点 鐘
 合 唱 「横須賀北ロータリークラブの歌」
 司 会 千葉 茂 会長
 ゲスト 横須賀税務署法人課税第一部門

上席国税調査官 佐藤 武彦 様
 横須賀ロータリークラブ 鈴木 孝博 様



佐藤 武彦様



鈴木 孝博様

ビジター
 誕生日祝
 入会記念日のお祝い



「出席報告」

(本日)9月17日

総数	出席対象数	出席数	出席率	メイクアップ	計	修正出席率
27名	26名	16名	61.54%	2名	18名	69.23%

(前々回)9月3日

総数	出席対象数	出席数	出席率	メイクアップ	計	修正出席率
27名	25名	17名	68.00%	2名	19名	76.00%

「メイクアップされた会員」

9/12 三浦ロータリークラブ 福嶋義信会員

「ニコニコBOX」

鈴木孝博様（横須賀ロータークラブ）

メキップ 初めて来させて頂きました。宜しくお願い致します

三役

皆様こんにちは。横須賀税務署より佐藤上席国税調査官ようこそお越し頂きました。

又 横須賀ロータークラブより鈴木会員ようこそ。

本日宜しくお願い致します

福嶋義信会員 横須賀税務署法人課税第一部門上席国税調査官 佐藤武彦様 卓話

宜しくお願い致します。横須賀ロータークラブ鈴木孝博会員ようこそ

小菅健史会員

横須賀税務署より佐藤上席国税調査官ようこそお越し頂きました

又横須賀ロータークラブより鈴木会委員ようこそ。宜しくお願い致します

飯倉正俊会員

横須賀税務署法人課税第一部門上席国税調査官 佐藤武彦様ようこそ

そいらして頂きました。ｽﾍﾟｰｽ楽しんでしております

伊澤直樹会員

ご無沙汰してすみません

佐々木佑倫会員

被害にあわれた方が一日も早く元の生活ができます様に



ニコニコBOXの合計は 10,000 円(累計 152,000 円)

財団BOXの合計は 7,746 円 (累計 25,086 円)

ご協力有難うございました。次週も宜しくお願い致します

「会長あいさつ」

- ・入会した当初 皆さんのおあつまりの場にお声をかけて頂きそこからお付き合いが始まりました。今年度入会して頂いた新しい会員の方にもお声をかけるなど何かのきっかけから新しいお付き合いが始まることを願っております

「幹事報告」

◎がバナー事務所より2020-21実施年度向け 第1回地区補助金説明会のご案内

日 時 10月26日(土) 13:00~15:00

場 所 JR藤沢駅南口 第一相澤ビル3階 会議室

◎配布 ①がバナー月信

◎回覧 ①横須賀ロータークラブ週報 ②ハイライトよねやま234

◎本日は9月最終例会ですので財団BOXを廻します。ご協力宜しくお願い致します

◎横須賀ロータークラブ・横須賀南西ロータークラブより例会のお知らせ受領

◎10月14日(日)地区大会について集合時間等は後日ご連絡させて頂きます

「委員会報告」



「スピーチ」

[改正税法説明会]

横須賀税務署法人課税第一部門
上席国税調査官 佐藤 武彦 様



○軽減税率制度の概要

今年の10月から、消費税の本則の税率が10%に引き上げられます。そして飲食料品（酒類、医薬品等を除く）、購読新聞などは8%に税率が軽減されます。

○区分記載請求書等保存方式

本年10月1日から令和5年9月30日までは区分記載請求書等保存方式とされる方法で記帳、保存をすることとなります

ご案内のとおり消費税の原則課税の仕入税額控除には帳簿及び請求書等の保存が必要という条件があります

この帳簿及び請求書等の保存要件が、本年10月以降、帳簿には従来の記載事項に加えて軽減税率の対象品目である旨を記載し、請求書等には、従来の記載事項に加えて軽減税率の対象品目である旨と税率ごとに合計した税込み対価の額を記載することとなります

○適格請求書等保存方式（インボイス方式）

令和5年10月からインボイス方式とされる適格請求書等保存方式が導入されます。

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。

そして、課税事業者なければ登録を受けることは出来ません

○補助金について

軽減税率に対応したITの導入・改修については9月中に契約まで済んでいれば、補助金の対象になります。まだ時間がありますのでご活用検討をお願いします。

詳しくは「軽減税率対策補助金事務局」（0570-081-222 受付時間9:00～17:00 土日除く）にお問い合わせ下さい。

○経過措置

本年10月1日以後適用する消費税率等には経過措置が定められています。この概要は経過措置の適用がある一定の取引を除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れなどについて新税率が適用されるとなっております

○申告書を作成するにあたり

個人事業者の方の確定申告を例にとります

個人事業者の方の消費税確定申告においては、決算書の内容を不課税、非課税等の除外の他。さらに、①今年1月～9月までの取引に適用される6.3%（国税）②10月～12月までの取引の内軽減税率の適用がされる6.24%（国税）と③同期間の取引の内本則の税率が適用される7.8%（国税）に区分けしていくこととなりますので、ご注意ください。